

令和6年度 町民税・県民税申告書の手引き

※個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

日頃より町税の納税にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も町民税・県民税の申告の時期となりましたので、この「申告書の書き方(記載例)」を参考に、別紙の申告書にご記入のうえ令和6年3月15日(金)までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、内容につきましては一般的な事項について説明しておりますので、ご不明な点がございましたら税務課までお問い合わせください。

郵送での申告を推奨しております。詳しい方法等についてはこちらから→



■町民税・県民税の申告について

令和6年度町民税・県民税は、令和5年1月1日から令和5年12月31日まで(以下「令和5年中」という。)の所得に対し、令和6年1月1日現在の住所地で賦課される地方税です。(令和6年1月2日以降に転出された方も伊奈町での申告が必要です。)

町では、この申告書や所得税の確定申告書、給与・年金の報告書等をもとに、みなさんの町民税・県民税額を決定します。

■申告が必要な方

- 令和6年1月1日現在、伊奈町にお住まいになり(住民登録の有無に関わらず)、前年中に農業・営業等による所得や不動産・利子・配当・譲渡等による所得があった方
- 給与所得者で、勤務先から町に対して給与支払報告書が提出されなかった方
- 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で確定申告をしない方のうち、住民税申告により各種控除(扶養、生命保険料控除、医療費控除等)の追加をする方

この申告は税額の算定のほか、各種証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の資料など、幅広く使われています。そのため、所得の有無に関わらず、必要に応じ申告書の提出をお願いします。

■申告の必要がない方

- 税務署へ所得税の確定申告書(確定申告・還付申告)を提出する方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
- 公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方
- 所得税および町・県民税の申告で、他の方の扶養として申告されている方
ただし、扶養者が伊奈町以外にお住まいの場合は、申告が必要になる場合がございます。

■申告に必要な書類

- 個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票(※取得する際は手数料がかかります。)などのうち1つ)
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- 令和5年中の各種書類
(例)・所得を証明する書類(給与・年金の源泉徴収票、報酬の支払調書等)
 - 社会保険料の領収書・証明書
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 寄附金受領証明書(申告用)
 - 医療費の明細書(領収書等により作成)又は医療費通知
 - セルフメディケーション税制の明細書(領収書等により作成)
- 雑損控除を受ける方は、損害額を証明する書類、補てん額のわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得がわかる書類
- 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書 等

■町民税・県民税が非課税となる方

次に該当する方は、町民税・県民税が非課税となります。

- 令和6年1月1日の時点で生活保護の規定による生活扶助を受けている方
- 令和6年1月1日の時点で障がい者・未成年・寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の金額以下の方
 - 扶養親族がいない場合:280,000円+100,000円
 - 扶養親族がいる場合:280,000円×(扶養親族の人数+1)+168,000円+100,000円

伊奈町役場 税務課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
電話048-721-2111(内線2151・2152・2155)

給与所得金額及び公的年金等控除額表

■給与所得 ※1円未満の端数切捨て

給与収入	給与所得
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

給与収入	給与所得
1,628,000円～1,799,999円	収入÷4(千円未満の端数切捨て)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入÷4(千円未満の端数切捨て)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入÷4(千円未満の端数切捨て)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入－1,950,000円

※給与所得が850万円を超え、本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合、給与所得と年金所得がある場合は、所得金額調整控除を受けられる可能性があります。

■公的年金等控除額の計算

65歳以上の方の計算式(昭和34年1月1日以前に生まれた方)			
公的年金収入(以下Aとする)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～3,299,999円	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

65歳未満の方の計算式(昭和34年1月2日以降に生まれた方)			
公的年金収入(以下Aとする)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～1,299,999円	600,000円	500,000円	400,000円
～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

資料1(扶養控除)

区 分		年 齢	控除額
扶養控除	一般扶養控除	16歳以上19歳未満(平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ) 23歳以上70歳未満(昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ)	330,000円
	特定扶養控除	19歳以上23歳未満(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)	450,000円
	老人扶養控除	70歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた方)	380,000円
	同居老親扶養控除	老人扶養のうち、申告者が配偶者の直系尊属で同居している場合	450,000円
16歳未満の扶養親族		16歳未満(平成20年1月2日以降に生まれた方) ※控除対象外であっても非課税限度額や他制度の算定資料となります	控除対象外

資料2(配偶者控除・配偶者特別控除早見表) ※配偶者控除適用かつ昭和29年1月1日以前に生まれた場合は()内の金額を適用

		配偶者控除	配 偶 者 特 別 控 除									
合 計 所 得		配 偶 者										
		～480,000円	～950,000円	～1,000,000円	～1,050,000円	～1,100,000円	～1,150,000円	～1,200,000円	～1,250,000円	～1,300,000円	～1,330,000円	1,330,001円～
申 告 者	～9,000,000円	330,000円 (380,000円)	330,000円	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円
	～9,500,000円	220,000円 (260,000円)	220,000円	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	0円
	～10,000,000円	110,000円 (130,000円)	110,000円	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	0円
	10,000,001円～	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

資料3(生命保険料控除計算表)

①旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険料)	
保険料支払額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払額の全額
15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
70,000円超	35,000円

②新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険料)	
保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払額の全額
12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円
56,000円超	28,000円

旧契約分のみ生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額

新契約分のみ生命保険料控除を適用：②に基づき算出した控除額

旧契約と新契約の双方について生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額と②に基づき算出した控除額の合計額(上限28,000円)

※一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料ごとに控除額を計算し、全体の控除額の上限は70,000円

資料4(地震保険料控除計算表)

地震保険料支払額	地震保険料控除額
50,000円以下	支払金額の1/2
50,000円超	25,000円

旧長期損害保険料支払額	地震保険料控除額
5,000円以下	支払額の全額
5,001円～15,000円	支払額×0.5+2,500円
15,000円超	10,000円

地震保険料・旧長期損害保険料両方の支払いがあった場合は、控除額の上限は25,000円(同一契約の場合は一方のみ控除対象)

申告書の書き方(記載例)

1月1日現在の住所、現在の住所、フリガナ、氏名、生年月日、個人番号、電話番号欄を記入をお願いいたします。

3所得から差し引かれる金額に関する事項(住民税の控除)

所得控除とは、申告者に配偶者や扶養親族がいる場合や社会保険料、生命保険料等の支払いをしたもの、病気や災害等による出費があった(保険等により返戻金があった場合は差し引きます)場合に、所得金額から差し引かれるものです。

※所得税と住民税では、一部控除の額が違います。
※所得税の申告が必要ない方でも、住民税に影響がある場合、控除の追加がある場合は記入もれのないようご注意ください。
※令和5年中に支払いをしたものになります。

⑨雑損控除	令和5年中に申告者や生計を一にする配偶者などの親族が、災害、盗難などによる損害を受けた場合に控除が受けられます。その際、損害の証明書類等が必要となります。
⑩医療費控除	令和5年中に申告者や生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合(下記参照)に控除が受けられます。「医療費の明細書」(ご自身で作成する必要があります)又は保険組合から届く「医療費通知」を添付してください。 ※令和5年中に支払った医療費に対し、健康保険及び生命保険から補てんされる金額がある場合、支払いが令和6年になっても、その戻り金は補てん額として、支払った医療費から差し引いてください。 《計算方法》 (令和5年中に支払った医療費)－(補てんされた額)－(総所得金額等の合計の5%か10万円のいずれか少ない額) ※セルフメディケーション税制との併用はできません。どちらかを選びください。
⑪社会保険料控除	令和5年中に申告者や生計を一にする配偶者などの親族のために、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険、厚生年金・国民年金保険料等を支払った場合に控除が受けられます。なお、生計を一にする配偶者などの親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は申告者の控除対象にはなりません。 ※令和5年中の支払額が分かる証明書・納付書等をご持参いただくか、写しを添付してください。
⑫小規模企業共済等掛金控除	令和5年中に支払った小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済掛金がある場合に控除が受けられます。支払いを証明する領収書等をご持参いただくか、写しを添付してください。
⑬生命保険料控除(資料3参照)	令和5年中に支払った、(新又は旧)一般の生命保険料、(新又は旧)個人年金保険料、(新のみ)介護医療保険料の証明額を、該当する欄にご記入ください。 控除額は、一般、個人年金、介護医療ごとに計算(新の上限額28,000円、旧の上限額35,000円)した合計金額です。ただし、70,000円が控除の上限額です。 ※必ず証明書をご持参いただくか、写しを添付してください。
⑭地震保険料控除(資料4参照)	令和5年中に支払った地震保険料、旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約をしたもの)の証明額をご記入ください。 控除額は、地震保険、旧長期損額保険ごとに計算(地震保険の上限額25,000円、旧長期損害保険の上限額10,000円)した合計金額です。ただし、25,000円が控除の上限額です。 ※同一契約で両方ある場合は、どちらか一方のみが控除の対象となります。 ※必ず証明書をご持参いただくか、写しを添付してください。

(表)

令和6年度 町民税・県民税申告書				代筆者名		続柄		
受付印	1月1日現在の住所	伊奈町中央四丁目355番地		個人番号	〇〇〇〇△△△△□□□□			
伊奈町長様	現在の住所	同上		電話番号	048-721-2111			
令和 年 月 日	フリガナ	イ ナ イチロウ		生 年 月 日	基本コード			
提出	氏 名	伊 奈 一 郎		大・昭平 令	〇〇 年 △△ 月 □□ 日			
3 所得から差し引かれる金額に関する事項								
源泉徴収票等はここに貼ってください	⑨雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類				
	雑損控除	損害金額	保険などで補てんされる金額	差引損失額のうち費用控除となる金額				
		円	円	円				
	⑩医療費控除	A 支払った医療費	B 保険金などで補てんされる金額	A－B 差引負担額				
	医療費控除	245,265 円	30,000 円	215,265 円				
		□セルフメディケーション税制						
	⑪社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料					
	社会保険料控除	国民健康保険	72,000 円					
		国民年金	180,000 円					
	合 計			円				
⑫小規模企業共済等掛金控除					円			
⑬生命保険料控除	旧契約分	新契約分						
生命保険料控除	一般の保険料の計	一般の保険料の計						
	180,000 円	24,000 円						
	個人年金保険料の計	個人年金保険料の計						
	120,000 円							
平成24年1月1日以降の契約については新契約欄へご記入ください	介護医療保険料の計					円		
	12,000 円							
⑭地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計						
地震保険料控除	5,650 円							
			円					
⑮～⑯寡婦・ひとり親・勤労学生控除	□死別 □離婚 □生死不明	□勤労学生控除(学校名)						
⑰障害者控除	氏名	身体・精神・療育・要介護・その他	4 級					
	氏名	身体・精神・療育・要介護・その他	級					
⑱～⑲配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	同居・別居	大・昭平・令	〇〇年△△月□□日	□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)			
	伊奈 花子	別居	配偶者の合計所得金額	190,000 円				
	個人番号	〇〇〇〇-△△△△-□□□□						
⑳扶養控除	氏名	生年月日	続柄	区分				
扶養控除	伊奈 二郎	大・昭平 令	〇〇年△△月□□日	子	同居・別居			
	個人番号	〇〇〇〇-△△△△-□□□□						
	伊奈 はな	大・昭平 令	〇〇年△△月□□日	母	同居			
	個人番号	〇〇〇〇-△△△△-□□□□						
	大・昭平・令	年 月 日	同居	同居				
	個人番号	-	-	別居	別居			
(控除対象外)	伊奈 三郎	平 令	〇〇年△△月□□日	子	同居・別居			
	個人番号	〇〇〇〇-△△△△-□□□□						
	平・令	年 月 日	同居	同居				
	個人番号	-	-	別居	別居			
	平・令	年 月 日	同居	同居				
	個人番号	-	-	別居	別居			
5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町・県民税の納付方法の選択								
☐ 特別徴収(給与天引)		☐ 普通徴収(個人納付)						

⑮寡婦・ひとり親控除	※1 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫:(未届)」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻:(未届)」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。
⑯ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次のa～cのいずれにも当てはまる方 a 合計所得金額が500万円以下であること b 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること c 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるもの(※1)がないこと
⑰障害者控除	申告者や扶養親族が心身に障がいをお持ちで、各種手帳等の交付を受けている場合、お手持ちの手帳等の種類に○を付け、等級をご記入ください。※令和5年12月31日までに手帳等の交付を受けている方が対象です。
⑱～⑲配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者(資料2参照)	※同一生計配偶者に該当する場合は口にチェックを付けてください。 配偶者控除：申告者の合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日(年の途中で亡くなった方については死亡日)現在、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下であれば、氏名・生年月日をご記入いただき、同居・別居のどちらかに○を付けてください。 配偶者特別控除：申告者の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下であれば、氏名・生年月日をご記入いただき、同居・別居のどちらかに○を付けてください。
⑳扶養控除・16歳未満の扶養親族(資料1参照)	申告者と生計を一にしている親族(他の方の扶養親族や事業専従者の方は除く)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の方がいれば、氏名・生年月日・続柄をご記入いただき、同居・別居のどちらかに○を付けてください。 16歳未満(平成20年1月2日生まれ以降)の扶養親族がいる方は、「16歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。

1 収入金額	事業	営業等	ア	円
	事業	農業	イ	
		不動産	ウ	
	配当	工		
		給与・口専従	オ	4,000,000
	雑	公的年金等	カ	
		その他	キ	
	総合課税	短期	ク	
		長期	ケ	
	2 所得金額	一時	コ	
事業		営業等	①	
		農業	②	
不動産		③		
		配当	④	
給与		⑤		
		雑	⑥	
総合課税・一時		⑦		
合計		⑧		
職員記入欄(申告者は記入不要です)				
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑨		
	医療費控除	⑩		
	社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者			
	配偶者控除	⑪		
	配偶者特別控除	⑫		
	扶養控除	⑬		
	基礎控除			
	合計			
	※令和5年1月1日～令和5年12月31日までにご記入ください。 ※扶養親族が別居の場合は、裏面11に住所をご記入ください。			
	職員使用欄			

⑮障害者控除	申告者や扶養親族が心身に障がいをお持ちで、各種手帳等の交付を受けている場合、お手持ちの手帳等の種類に○を付け、等級をご記入ください。※令和5年12月31日までに手帳等の交付を受けている方が対象です。
⑱～⑲配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者(資料2参照)	※同一生計配偶者に該当する場合は口にチェックを付けてください。 配偶者控除：申告者の合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日(年の途中で亡くなった方については死亡日)現在、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下であれば、氏名・生年月日をご記入いただき、同居・別居のどちらかに○を付けてください。 配偶者特別控除：申告者の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下であれば、氏名・生年月日をご記入いただき、同居・別居のどちらかに○を付けてください。
⑳扶養控除・16歳未満の扶養親族(資料1参照)	申告者と生計を一にしている親族(他の方の扶養親族や事業専従者の方は除く)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の方がいれば、氏名・生年月日・続柄をご記入いただき、同居・別居のどちらかに○を付けてください。 16歳未満(平成20年1月2日生まれ以降)の扶養親族がいる方は、「16歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。

＜収入がなかった方の書き方＞
※収入が遺族年金、障害年金のみだった方もお読みください。
「2所得金額」の「⑧合計」欄に“0”と記入し、裏面の「6収入がなかった方の記載欄」のあてはまる箇所にご記入ください。
次に、表面の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」欄で申告者が控除を受けようとする事項をご記入ください。
また、親族を扶養している場合は、「配偶者控除・配偶者特別控除」・「扶養控除」・「16歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。

6 収入がなかった方の記載欄	申告者を扶養している方のTEL	4無職・失業中であった遺族年金・障害年金等を受給	失業期間 月 ～ 月 失業給付金 円
①扶養又は仕送りを受けている	住 所	氏 名	続 柄
②学生であった(令和5年1月1日現在、専攻科課程中であった)	学校名	学 年	学 年
③その他	昨年の生活状況を詳しく記入してください。		
7 給与と所得の内訳(源泉徴収票がない場合)	月 日 給 勤務日数 月 収		
1 日給	円	日 収	円
2 日給	円	日 収	円
3 日給	円	日 収	円
4 日給	円	日 収	円
5 日給	円	日 収	円
6 日給	円	日 収	円
7 日給	円	日 収	円
8 日給	円	日 収	円
9 日給	円	日 収	円
10 日給	円	日 収	円
11 日給	円	日 収	円
12 日給	円	日 収	円
13 日給	円	日 収	円
14 日給	円	日 収	円
15 日給	円	日 収	円
16 日給	円	日 収	円
17 日給	円	日 収	円
18 日給	円	日 収	円
19 日給	円	日 収	円
20 日給	円	日 収	円
21 日給	円	日 収	円
22 日給	円	日 収	円
23 日給	円	日 収	円
24 日給	円	日 収	円
25 日給	円	日 収	円
26 日給	円	日 収	円
27 日給	円	日 収	円
28 日給	円	日 収	円
29 日給	円	日 収	円
30 日給	円	日 収	円
31 日給	円	日 収	円
32 日給	円	日 収	円
33 日給	円	日 収	円
34 日給	円	日 収	円
35 日給	円	日 収	円
36 日給	円	日 収	円
37 日給	円	日 収	円
38 日給	円	日 収	円
39 日給	円	日 収	円
40 日給	円	日 収	円
41 日給	円	日 収	円
42 日給	円	日 収	円
43 日給	円	日 収	円
44 日給	円	日 収	円
45 日給	円	日 収	円
46 日給	円	日 収	円
47 日給	円	日 収	円
48 日給	円	日 収	円
49 日給	円	日 収	円
50 日給	円	日 収	円
51 日給	円	日 収	円
52 日給	円	日 収	円
53 日給	円	日 収	円
54 日給	円	日 収	円
55 日給	円	日 収	円
56 日給	円	日 収	円
57 日給	円	日 収	円
58 日給	円	日 収	円
59 日給	円	日 収	円
60 日給	円	日 収	円
61 日給	円	日 収	円
62 日給	円	日 収	円
63 日給	円	日 収	円
64 日給	円	日 収	円
65 日給	円	日 収	円
66 日給	円	日 収	円
67 日給	円	日 収	円
68 日給	円	日 収	円
69 日給	円	日 収	円
70 日給	円	日 収	円
71 日給	円	日 収	円
72 日給	円	日 収	円
73 日給	円	日 収	円
74 日給	円	日 収	円
75 日給	円	日 収	円
76 日給	円	日 収	円
77 日給	円	日 収	円
78 日給	円	日 収	円
79 日給	円	日 収	円
80 日給	円	日 収	円
81 日給	円	日 収	円
82 日給	円	日 収	円
83 日給	円	日 収	円
84 日給	円	日 収	円
85 日給	円	日 収	円
86 日給	円	日 収	円
87 日給	円	日 収	円
88 日給	円	日 収	円
89 日給	円	日 収	円
90 日給	円	日 収	円
91 日給	円	日 収	円
92 日給	円	日 収	円
93 日給	円	日 収	円
94 日給	円	日 収	円
95 日給	円	日 収	円
96 日給	円	日 収	円
97 日給	円	日 収	円
98 日給	円	日 収	円
99 日給	円	日 収	円
100 日給	円	日 収	円
101 日給	円	日 収	円
102 日給	円	日 収	円
103 日給	円	日 収	円
104 日給	円	日 収	円
105 日給	円	日 収	円
106 日給	円	日 収	円
107 日給	円	日 収	円
108 日給	円	日 収	円
109 日給	円	日 収	円
110 日給	円	日 収	円
111 日給	円	日 収	円
112 日給	円	日 収	円
113 日給	円	日 収	円
114 日給	円	日 収	円
115 日給	円	日 収	円
116 日給	円	日 収	円
117 日給	円	日 収	円
118 日給	円	日 収	円
119 日給	円	日 収	円
120 日給	円	日 収	円
121 日給	円	日 収	円
122 日給	円	日 収	円
123 日給	円	日 収	円
124 日給	円	日 収	円
125 日給	円	日 収	円
126 日給	円	日 収	円
127 日給	円	日 収	円
128 日給	円	日 収	円
129 日給	円	日 収	円
130 日給	円	日 収	円
131 日給	円	日 収	円
132 日給	円	日 収	円
133 日給	円	日 収	円
134 日給	円	日 収	円
135 日給	円	日 収	円
136 日給	円	日 収	円
137 日給	円	日 収	円
138 日給	円	日 収	円
139 日給	円	日 収	円
140 日給	円	日 収	円
141 日給	円	日 収	円
142 日給	円	日 収	円
143 日給	円	日 収	円
144 日給	円	日 収	円
145 日給	円	日 収	円
146 日給	円	日 収	円
147 日給	円	日 収	円
148 日給	円	日 収	円
149 日給	円	日 収	円
150 日給	円	日 収	円
151 日給	円	日 収	円
152 日給	円	日 収	円
153 日給	円	日 収	円
154 日給	円	日 収	円
155 日給	円	日 収	円
156 日給	円	日 収	円
157 日給	円	日 収	円
158 日給	円	日 収	円
159 日給	円	日 収	円
160 日給	円	日 収	円
161 日給	円	日 収	円
162 日給	円	日 収	円
163 日給	円	日 収	円
164 日給	円	日 収	円
165 日給	円	日 収	円
166 日給	円	日 収	円
167 日給	円	日 収	円
168 日給	円	日 収	円
169 日給	円	日 収	円
170 日給	円	日 収	円
171 日給	円	日 収	円
172 日給	円	日 収	円
173 日給	円	日 収	円
174 日給	円	日 収	円
175 日給	円	日 収	円
176 日給	円	日 収	円
177 日給	円	日 収	円
178 日給	円	日 収	円
179 日給	円	日 収	円
180 日給	円	日 収	円
181 日給	円	日 収	円
182 日給	円	日 収	円
183 日給	円	日 収	円
184 日給	円	日 収	円
185 日給	円	日 収	円
186 日給	円	日 収	円
187 日給	円	日 収	円
188 日給			